

市長退職金市民評価制度について

1 趣旨

市長の退職金について、任期中の実績を市民が評価し、それに応じて退職金を支払う制度を構築する（選挙時と同じく、退任時にも市民が評価）。

2 これまでの経緯

(1) 平成29年11月の呉市長選挙における「新原よしあけ5つの宣言」で市長退職金市民評価制度の導入を公約

宣言5 『市長退職金市民評価』を取り入れます。
投票の時と同じく、4年後の評価も市民に委ねたい。
選挙において掲げる政策は、今までどれだけのことが達成されてきたでしょうか。
選ばれるためだけの政策なら必要ありません。
呉のまちがどのように良くなったのか。
2,000万円を超える退職金は4年後の私の実績に対して適正か。
選ばれた時と同じく私の実績に対する評価も市民に委ねる、それが私の覚悟です。

(2) 呉市議会平成29年第4回12月定例会本会議（12月4日）において、公明党呉市議会議員団の藤原広議員の一般質問で市長退職金市民評価制度について答弁

1 新市長の政策方針について

(2) 市長退職金市民評価の導入

【市長答弁】

この市長退職金市民評価制度の導入でございますけれども、選挙時には市民の方に丁寧に判断をしていただくのですが、退職時にも同時に市民の方々に評価をしていただくことが大事ではないかと考えまして私の公約に掲げた次第でございます。

これは多分日本でも珍しい制度になると思いますので、私の任期中には必ず導入はいたします。それは約束いたしますけれども、余り慌てずに、どういう手順で誰にどういう意見を聞いて進めるかも含めて、その手順も含めて少し丁寧に取り組んでいきたいと考えております。

(3) 呉市議会令和2年第1回3月定例会本会議（3月2日）において、公明党呉市議会議員団の藤原広議員の予算総体質問で市長退職金市民評価制度について答弁

1 市長退職金市民評価制度について

(1) 基本的な考え方

【市長答弁】

この制度につきましては、選挙の時には市民の方に丁寧に判断をしていただくのですが、退職時にも同様に市民の方々に評価をしていただくことが大事ではないかと考え、私の公約に掲げた次第でございます。そのため、有識者のご意見をお聞きし、市民評価制度を導入するに当たっての論点や注意すべき点などを検討し、特例条例の提案を目指して、この制度を構築していきたいと考えております。その中で、この制度は、あくまでも私の公約でございますので、私に係る退職金に限定した制度とすべきであると考えているところで有識者にもそのようにお願いします。

また、現在の呉市特別職員退職手当支給条例は当然尊重した上で、すなわちこの条例の規定により算出した金額を上限として、その範囲内で退職金の額を市民の皆様の評価により決めていただきたいと考えているところでございます。

なお、具体的に、どのような評価をして、その評価をどのように退職金に反映させていくか、などにつきましては、これから有識者の意見を聞いた上で、検討していきたいと考えております。

(2) 今後の予定

【市長答弁】

この制度は、全国に類を見ない制度だと思っております。現在は、地方自治制度や公務員制度に造詣の深い専門家をアドバイザーにお願いして、これから制度を作り上げていくに当たっての助言をいただこうと思っております。

また、令和2年度は、新年度予算案にも予算計上しておりますが、この制度について意見を聞くための懇話会の開催を予定しており、この懇話会で有識者の意見を十分に聞いた上で、制度設計について検討してまいりたいと考えております。

この制度の案ができましたら、議会の皆様にもご説明した上で、特例条例の提案を目指してまいりたいと考えているところでございます。この特例条例を提案する時期につきましては、あくまでも現時点における予定でございますが、令和3年11月に現在の私の任期が満了いたしますので、その約1年前に当たる本年12月議会を目標としていきたいと考えております。

3 スケジュール（案）

時期	項目	内容
令和2年 7月上旬	第1回懇話会	1 事務局説明（趣旨説明） 2 意見交換（論点の絞り込み）
8月	第2回懇話会	1 意見交換 （各論点に対する方向性、条例案骨子案）
10月	第3回懇話会	1 意見とりまとめ （条例案骨子案及び施行細目案）
11月下旬	議会報告 （定例会前行政報告）	特例条例の骨子案及び施行細目案の報告 パブリックコメントの実施
11月下旬 ～12月下旬	意見募集	約1か月間
令和3年 2月上旬	議会報告 （定例会前行政報告）	パブリックコメント結果報告
3月	3月議会	特例条例上程
11月	市長選挙	※市長任期 令和3年11月18日

4 制度設計に当たっての前提条件

（1）現在の条例の扱い

市長の退職金は、呉市特別職員退職手当支給条例で明確に規定されている。

$$1,034,000 \text{ 円} \times 48 / 100 \times 48 \text{ 月} = 23,823,360 \text{ 円}$$

そのため、この条例の特例条例を想定

（2）制度の対象者

現在の市長（新原芳明）に限定

（3）退職金の上限額

呉市特別職員退職手当支給条例の額を上限（23,823,360円）

5 懇話会における想定論点

（1）評価者

（2）評価方法

新型コロナウイルス感染拡大防止のための3密対策など、
「新しい生活様式」が求められている中での実現可能な手法

（3）退職金への反映方法

（4）評価時期

など